

令和7年度
地域密着型サービス事業者公募要領
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

上天草市

1 募集概要

地域密着型サービスとは、介護が必要な状態になっても、引き続き住み慣れた地域の中で生活できるよう設けられたサービスで、上天草市では、「第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、整備を進めて行くこととしています。

地域密着型サービス事業所の開設を希望する事業者の選定に当たり、公正性を確保し、よりよいサービス提供が期待できる事業者を選定することを目的として本公募を行います。

2 公募する地域密着型サービス事業の種別等

サービス種別	日常生活圏域			
	大矢野町	松島町	姫戸町	龍ヶ岳町
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （一体型又は連携型）	1 事業所の募集			

3 応募条件

- （１） 法人であること（当該法人の役員等のうちに暴力団員（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいない場合に限る。）であること。
- （２） 「上天草市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年3月25日条例第15号）など介護保険関係等の基準を満たし、その他の関連する法令等にも適合していること。
- （３） 既存建築物を活用するときは、建築確認済証及び検査済証の交付を受けていること。また、新耐震基準（昭和56年6月施行）に基づく建物であること。（耐震診断や耐震改修工事等により耐震基準を満たすことが確認された場合を含む。）また、平成18年8月31日以前に新築の工事に着手した既存建築物については、アスベストの飛散がない状態であること、アスベストの除去等の措置済であること、又はアスベストが使用されていないこと。
- （４） 介護保険法第78条の2第4項及び第6項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- （５） 国税、県税及び市税に滞納がないこと（延滞金を含む）

4 選考方法

- (1) 事業者の選定は、上天草市地域密着型サービス運営委員会による審査、意見聴取を受けて、決定します。
- (2) 審査は、書類審査・ヒアリング・プレゼンテーションにて行います。
※応募した事業者は、最低2回（応募時と審査・意見聴取時）来庁する必要があります。
- (3) 応募者多数の場合は、基準点を満たしている事業者の中から最高得点の事業者を選考します。
- (4) 審査の結果、基準点に満たない等の理由で該当事業者なしとする場合があります。
- (5) 応募事業者がない場合又は募集事業者数に満たない場合は、再度、公募を行うことがあります。

5 補助金

熊本県の「地域医療介護総合確保基金」を活用した補助金の活用を予定していますが、現時点では未確定であり、審査を経て決定されますので、資金計画を立てる際はご注意ください。

また、開設予定事業者となった場合にも交付については、国、県の予算の範囲内となるため、不交付になる場合があります。

6 募集用地

- (1) 自己所有地・借地を問いません。公募申込み時点で事業予定地を決定していなくても構いません。
- (2) 抵当権（根抵当権を含む）等の事業所存続の支障となりうるような第三者の権利設定が無いことを条件とします。
- (3) 事業用地を借用し、建物を建設することで事業を開始する場合は、賃貸借予約契約書等が必要です。また、新たに事業用地を購入する場合、選定前に土地の購入をする必要はありませんが、審査時は土地の売買確約書等により、事業用地の確保を確認します。
- (4) 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等により定められる接道条件、農地、林地等の規制について、各開発関係部局と必ず確認・相談を行ってください。

7 公募選考日程

期 間	内 容
令和7年3月11日（火）～ 令和7年5月 9日（金）	・公募のお知らせを、ホームページ、広報等に掲載 ・応募受付
令和7年5月下旬頃	審査① ・高齢者ふれあい課による、書類審査
令和7年6月下旬頃	審査② ・上天草市地域密着型サービス運営委員会による審査及び意見聴取
令和7年6月下旬頃	・事業者決定、結果通知

※ 上記日程は予定であり、変更する場合があります。

8 応募方法

令和7年5月9日（金）17時までに必要書類を1部持参のうえ提出してください。

※ 上記期間のうち、市役所開庁日・時間に限ります。

※ 提出時又は相談の際は、必ず事前に電話で予約のうえ来庁してください。予約が無い場合は、対応できない場合があります。

※ 郵送、FAX、メール等による応募は受付できません。また、受付期間を経過した場合は、理由の如何を問わず一切受理しません。受付期間内に、応募資料が全て整わない場合や本市からの応募資料の補正や追加に応じられない場合には、応募を辞退したものととして処理します。

（１） 受付・公募要領配布場所

ア 担当部署 上天草市役所 健康福祉部 高齢者ふれあい課 保険給付管理係

イ 電話番号 0969-28-3360（直通）

ウ そ の 他 公募要領や参考様式等は市ホームページ（上天草市ホームページ→事業者の方へ→令和7年度地域密着型サービス事業所開設希望事業者の公募について）からダウンロードができます。

(2) 事前協議に係る提出書類一覧

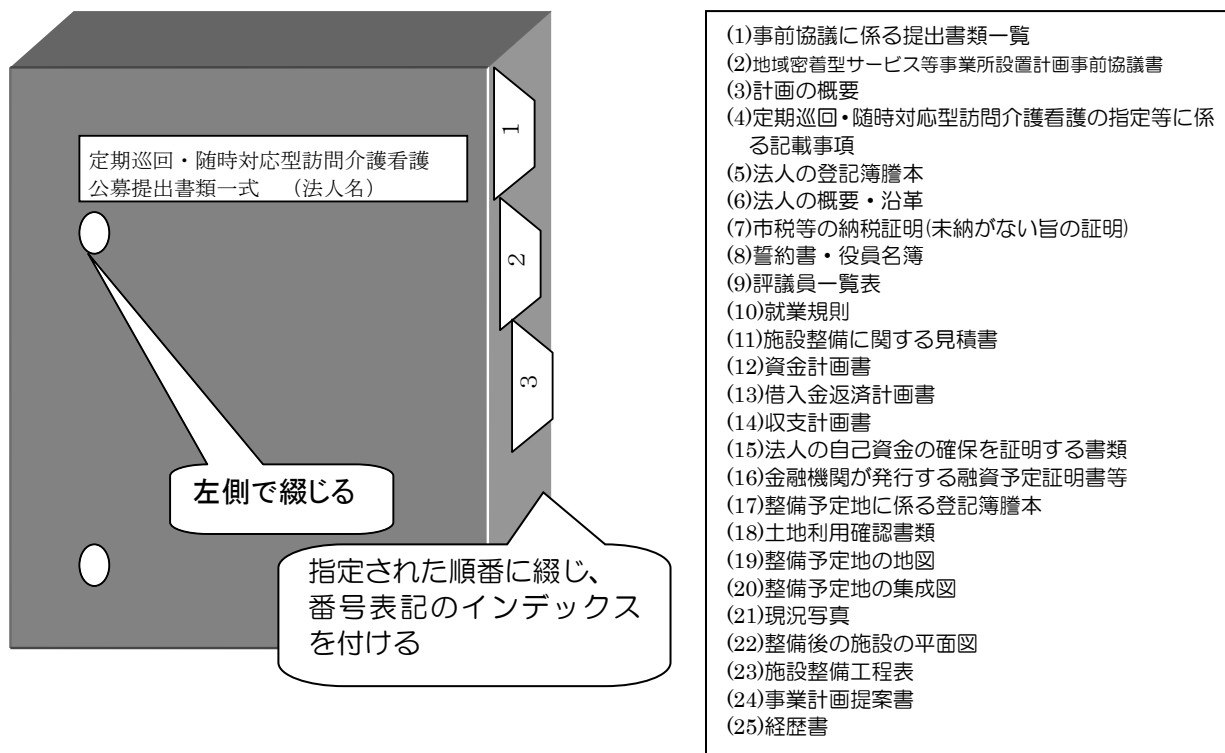
	資料 番号	資料名	様式	留意事項
基 本 資 料	1	事前協議に係る提出書類一覧		
	2	地域密着型サービス等事業所設置計画事前協議書	様式第1号	
	3	計画の概要	別紙1	
	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定等に係る記載事項	付表第二号(一)	
法 人 に 関 する 資 料	5	法人の登記簿謄本		応募提出日前3か月以内に発行されたもの
	6	法人の概要・沿革	別紙2	
	7	市税等の納税証明(未納がない証明)		・国税の納税証明書は、法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明するものであること。 ・県税の納税証明書は、法人県民税、法人事業税に未納の税額がないことを証明するものであること。 ・市町村民税の納税証明書は、法人市民税と固定資産税に未納の税額がないことを証明するものであること。 ※発行後3か月以内のもの
	8	誓約書・役員名簿	別紙3	
	9	評議員一覧表	別紙3-2	※社会福祉法人のみ、提出
	10	就業規則		

資金計画に関する書類	11	施設整備に関する見積書（写し）		
	12	資金計画書	別紙4	資金状況確認のため、法人の預貯金残高証明（提出時の最新のもの）を提出すること。
	13	借入金返済計画書	別紙5	
	14	収支計画書	別紙6	
	15	法人の自己資金の確保を証明する書類		金融機関の残高証明書及び預金通帳の写し。なお日付を統一すること。
	16	金融機関が発行する融資予定証明書等		金融機関から借入を予定している場合は添付すること。
整備予定地及び施設整備に関する資料	17	整備予定地に係る登記簿謄本（原本又は写し）		
	18	土地利用確認書類		・取得済みの場合は、売買契約書等の写しを、取得予定の場合は、地権者の譲渡確約書等の写しを添付すること。 ・賃借の場合は、賃貸借契約書等の写しを、賃借予定の場合は、賃貸仮契約書等の写しを添付すること。
	19	整備予定地の地図		圏域内における大まかな位置を示したものとし、整備予定地をマーカー等で明示すること。
	20	整備予定地の集成図		整備予定地をマーカー等で明示すること。
	21	現況写真		整備予定地や周辺道路の状況が分かるもの。
	22	整備後の施設の平面図		・増築の場合は、現在の図面及び増築後の図面を添付すること。 ・各室の名称及び面積を必ず記入すること。
	23	施設整備工程表	別紙7	
その他	24	事業計画提案書	別紙8	
	25	代表者の経歴書 管理者の経歴書 計画作成担当者の経歴書 オペレーターの経歴書	別紙9	有資格者は、資格証明書の写しを、研修受講者等は、研修修了証の写し等を添付すること。

※上記の提出書類のほか、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

(3) 提出に当たっての注意事項

- ア 提出書類次のとおりフラットファイルを用いて、A4判左穴あけ綴りにしてください。
- イ 資料を綴じる順番は、「事前協議に係る提出書類一覧」に記載された順番とし、それぞれに番号表記のインデックスを付けてください。
- ウ 左側で綴じてください。
- エ 資料はA4サイズとし、図面等がA3サイズとなる場合は折りたたんでください。
また、A4サイズより小さくなる場合は、拡大コピーを行うか台紙等に貼り付けてください。
- オ 表紙には、応募するサービスの種類に応じて、次のとおり記入してください。
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 公募提出書類一式」(法人名)



The diagram shows a grey binder with a white label on the front. The label contains the text: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 公募提出書類一式 (法人名). A speech bubble points to the binder with the text: 左側で綴じる. Another speech bubble points to the binder with the text: 指定された順番に綴じ、番号表記のインデックスを付ける. To the right of the binder is a list of 25 items, numbered 1 to 25, enclosed in a box.

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
公募提出書類一式 (法人名)

左側で綴じる

指定された順番に綴じ、
番号表記のインデックス
を付ける

- (1)事前協議に係る提出書類一覧
- (2)地域密着型サービス等事業所設置計画事前協議書
- (3)計画の概要
- (4)定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定等に係る記載事項
- (5)法人の登記簿謄本
- (6)法人の概要・沿革
- (7)市税等の納税証明(未納がない旨の証明)
- (8)誓約書・役員名簿
- (9)評議員一覧表
- (10)就業規則
- (11)施設整備に関する見積書
- (12)資金計画書
- (13)借入金返済計画書
- (14)収支計画書
- (15)法人の自己資金の確保を証明する書類
- (16)金融機関が発行する融資予定証明書等
- (17)整備予定地に係る登記簿謄本
- (18)土地利用確認書類
- (19)整備予定地の地図
- (20)整備予定地の集成図
- (21)現況写真
- (22)整備後の施設の平面図
- (23)施設整備工程表
- (24)事業計画提案書
- (25)経歴書

(4) 書類審査後の必要部数

正本(原本)1部、副本(原本の写しで可)17部

※高齢者ふれあい課での書類審査後、必要部数をご準備ください。

9 結果通知

運営委員会等による審査後、速やかに結果の如何を問わず、文書により通知します。本通知までの間においては、いかなる問い合わせにも応じません。

10 注意事項

- (1) 事業者として選考された場合であっても、指定を確定したものではありません。
指定基準等に該当しない場合等は指定を行わない、又は提案された事業について市と協議のうえ変更していただく場合があります。
- (2) 公募で選定された事業予定者は、介護保険法に基づく指定申請が、別途必要です。
開設予定日の3ヵ月前までに提出してください。
- (3) 他の応募法人の整備計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (4) 今回提出される一切の公募資料作成に係る費用は、応募法人の負担とします。
- (5) 整備予定地域の土地所有者、地域住民、その他の関係者とは地域密着型サービス事業所として良好な関係が必要となりますので、応募に当たっては十分な説明を行い、事業内容について理解を得てください。
- (6) 本整備計画における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募法人の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。また、求償権等の行使についても同様です。
- (7) 審査・選考の結果については、本市及び上天草市地域密着型サービス運営委員会は一切の異議申し立てには応じません。
- (8) 関係資料等に虚偽事項の記載があった場合には、選考を取り消す場合があります。

11 その他

応募後、選考までに応募を辞退される場合は、辞退届（様式第2号）を本市に提出するとともに、本市の指示に従ってください。